

## 試験に関する諸規則

◎高等試験令(大正七年一月十七日  
新令第七號)

### 第一條

奏任文官、任用資格試験外交官及領事官、任用資格試験並ヒ

ニ裁判所構成法第五十八條、試験ハ高等試験ト稱シ本令ニ依リ之ヲ行

フ但シ特別ノ規定アルモノハ此ノ限ニ非ス

### 第二條

高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ豫メ

官報ヲ以テ之ヲ公告ス

本試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

### 第三條

左、各號ノ一二試験當スルモノハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産若クハ家資分取ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限リノ處

三分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

### 第四條

高等試験ヲ分ケテ豫備試験及ヒ本試験トス豫備試験ニ合格シタム

ル者ニ非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五條豫備試験ヘ受験者本馬験ヲ受クルニ相当ナル學識ヲ有スル者ト  
認ムヘキベ否マヲ考試スルヲ以テ目的トス

第六條豫備試験ヘ論文及ヒ外國語ニツキ之ヲ行フ  
外國語試験ヘ英語佛語及独語ノ中ニツキ受験者チシテ豫メ一種ヲ選択  
セシメ之ヲ行フ

但シ受験者ノ願ニヨリ他ノ外國語ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ  
第七條豫備試験ヲ受ケントスル者ハ中學校ヲ卒業シタル者文部大臣ニ  
於テ普通教育ニ關シ之ト同等以上ノ學歷ヲ有スルトメタル者及ヒ高等  
試験委員ニ於テ普通教育ニ關シ中學校ト同等以上ト認ムル外國ハ學校  
ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大臣ノ定ムル所ニヨリ國語、漢文、歷史、  
地理、数学、物理及化学ノ七科目ニツキ中學校卒業程度ニ於テ行  
フ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

第八條高業學校大學豫科又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル學  
校ヲ卒業シタル者ハ豫備試験ヲ免ス

豫備試験ニ合格シタル者ハ爾後豫備試験ヲ免ス

第九條本試験ヘ受験者學理上ノ原則及ヒ現行法令ニ通曉シ且之ヲ実務  
ニ應用スルノ能力アルベ否マヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十條本試験ヲ分ケテ行政科外交科及ヒ司法科ノ三科トス  
受験者ハ二科以上ノ試験ヲ台セテ受クルコトヲ得

第十一條本試験ハ筆記及口述ノ二筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ  
口述試験ヲ受ケルコトヲ得ス

第十二條民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法其ノ他高專試験委員ニ於  
テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験及口述試験ハ受験者ニ

第十三條行政試験ハ

一、憲 法

二、行政法

三、民 法

四、刑 法

五、國際公法

六、經濟學

以上ノ科目ハ必須トス

一、商法

二、民事訴訟法

三、刑事訴訟法

四、財政學

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ某ノヘヲ選択セシム

第十四條

外交科試験ハ左ノ科目ニツキ之ヲ行フ

一、憲法

二、國際公法

三、國際私法

四、經濟學

五、外交史

六、外國語

以上ノ科目ハ必須トス

外國語ヘ英語佛語及独語ノ中ニツキ受験者ヲシテ豫メ一種ヲ選択セシム受験者ノ額ニ依リ其ノ選択シタル外國語ノ外他ノ外國語ヲ合セ試験スルコトアルヘン

一、行政法

二、民法

三、商法

四、刑法

五、財政學

六、商業學

七、商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選択セシム

第十五條 司法科試験ハ左ノ科目ニツキ之ヲ行フ

一、憲法

二、民法

三、商法

四、刑法

五、財政學

六、商業學

三、商  
四、刑法  
五、民事訴訟法  
六、刑事訴訟法  
七、國際私法

以上ノ科目ハ必須トス

一、行政法  
二、國際公法

三、經濟學

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選択セシム

第十六條 一、科一筆記試験ニ合格シタル者ハ翌年ニ限リ其ノ筆記試験

ヲ免ス

第十七條 一、科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケントスルモノニ付テハ必須科目ノ試験ニアリテハ受験セサリシ科目ニ就キイオミ之ヲ行ヒ選択科目ノ試験ニ在リテハ其ノ科目中ニ受験シタ

ル科同イスト又ニ於テノミ之ヲ行フ

第十八條 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ヘ高等試験委員ノ議定スル所ニ依

ル  
第十九條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシタル者又ハ試験ニ觸スル規定ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ及ケルコトヲ得ス試験合格決定後發覺シタル時ハ其ノ合格ヲ無効トス

第二十條 高等試験ヲ受ケントスル者ハ手教科トシテ本試験ノ一科ニツク始田ヲ納ムヘシ

第二十一條 高等試験ニ觸スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

### 附 則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官試験規則三外交官及領事官試験規則ヘ之ヲ廢止ス

大正三年法庫寧三十九號中第七十七條乃至第五十九條第六十二條第六十  
五條ノ改正規定

大正三年法律第四十號並本令中司法科試驗ノ用スル規定ヘ大正十六年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎高等試験令施行細則(大正七年二月二十八日)

第一條 高等試験ヲ受ケントスル者ハ試験願書ニ履歴書及高等試験令第  
七條又ヘ第八條ノ規定ニ該当スルセナリコトヲ證スル書類ヲ添ヘ高  
等試験委員長ニ提出スヘシ

受験、出願ヘ豫備試験ヲ受クル者ニ在リテハ毎年六月一日ヨリ同月二  
十五日迄ニ其ノ他ノ者ニマリテハ毎年七月一日ヨリ同月二十五日迄ニ  
之ヲ届スヘシ

第二條 受験願書ニヘ本試験ノ分科及選取科目ヲ記載スヘシ

第三條 豫備試験又ヘ外交辞試験ヲ受クル者ニマリテハ受験願書ニ其ノ  
受験セントスル外國語ノ種類ヲ記載スヘシ

第四條 高等試験令第十六條ノ規定ニ依リ筆記試験、免除ヲ受クル者ハ

受験願書ニ前年筆記試験ニ合格シタル旨ヲ記載スヘシ

一、科、本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科、本試験ヲ受ケントスル  
者ハ受験願書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五條 受験手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ受験願書ニ貼付スヘシ

受験手数料ハ試験ヲ受ケナルコトアルモノ之ヲ還付セス

第六條 受験願書及添付書類ハ之ヲ還付セス但證書又ハ證明書ハ請求ニ  
依リ之ヲ還付ス

第七條 受験者試験当日開始ノ時間迄ニ出席セヌ又ハ試験未迄ニテ休止  
シタル時ハ其ノ試験ヲ受ケルコトヲ得ス

第八條 受験者ハ試験委員長ノ告示其ノ他試験委員ノ指示ヲ遵守スヘシ

第九條 高等試験ノ合格者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十條 高等試験ニ關シ本令ニ定ムレモノノ外必至ナル事項ハ高等試験

委員長之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

▽大正十二年高等試験 (行政科) (外交科)

(行政科)  
(外交科)

高等試験 (行政科) (外交科) 施行ニ付高等試験令大正十二年勅令第百九十七條及高等試験令施行細則ニ依リ左記ノ通公告ス

一出願期限

豫備試験ヲ受ケル者ニ在リテハ六月一日ヨリ同月二十五日マテ

其他者ニ在リテハ七月一日ヨリ同月二十五日マテ

一豫備試験 七月二日東京市麹町区内幸町衆議院内高等試験場ニ於テ

施行ス

一本試験

期日及場所ヘ追テ公告ス

但シ本試験筆記試験ハ本年九月中施行豫定

一受験願書及履歴書(書式ノ通)

願書ニハ拾円ハ收入印紙ヲ貼付スルコト但シ消印スヘカラズ

高等試験令ニ依ル出願書ハ願書ニ履歴書及高等試験令第七條又ハ

第八條ノ規定ニ該当スル者ナルコトヲ證スル書類ヲ添附スヘシ  
大正十二年勅令第百九十七號ニ依リ豫備試験ノ免除ヲ申請セント  
スルモノハ願書ニ履歴書、豫備試験免除申請書及明治二十四年司法省  
令第三號判事檢事登用試験規則ニ依ル試験、受験ヲ出願シタ  
ル者ナルコトヲ證スル書類ヲ添附スヘシ

書類ハ東京市宮城内櫻田門(桔梗門)内高等試験事務所ヘ持參  
スハ當留郵便ニテ差出スヘシ

一受験者ハ當日午前八時マテニ試験場ヘ出頭シヘシ尚木出頭ノ節ハ  
各自名刺ヲ交付ヘ差出スヘシ

一受験者ハ左記ノ事項ヲ心得ヘシ

一洋服スヘ着用ノコト

ニ筆及墨池(「ペン」及「インク」ニテ不可アリ)、鉛筆等ヲ携帶ス  
ルコト

大正十二年五月

高等試験委員長  
馬場銳一

高等試験受験願書式(用紙裏濃紙)

本籍

何府縣郡市町村何番地

ノ主又ヘ何某男兄弟

現住所

何府縣郡市町村何番地(何某方)

華士族平民

印紙

氏名

年月日生

私儀高等試験

行政科試験  
外交科試験

(受験セムトス)  
司法科試験  
(各種名ヲ記ス)

相受ケタク別故履歴書、豫備

試験免除申請書(大正十三年勅令第百九十  
七號ニ依ル出願者ニ限ル)及證明書(又ヘ證書)相添ヘ此段

御願ニ及ニ候也

豫備試験ノ選択外國語

本試験ノ選択外國語

英(佛、独等)

(豫備試験受  
験者ニ限ル)

英(佛、独等)

(外交科試験生  
者ニ限ル)

本試験ノ選択科目

何々

氏

名印

高等試験委員長氏名印

東京市内又ヘ其附近ニ現住所ヲ有セサル者ヘ試験委員長ヨリ登入  
通知書ヲ受取ルヘシ場所ヲ必ス東京市内又ヘ其附近ニ定メ左ノ  
書式ニ依リ追記シ又現住所若クヘ通知書ヲ送附スヘシ宿所ヲ轉シ  
タルトキハ其時々ニ亘ニ届出ツヘシ

追而貴委員長ヨリ登入通知書ハ左ノ所ニ御奉送被下度候

東京市何区何町(何丁目)何番地(何某方)

(注意大正十三年勅令第百九十  
七號ニ依ル出願書ヲ除ク)

一二科以上ノ試験ヲ備セ受ケムトスル者ヘ各別ニ受験願書及  
履歴書ヲ差公示シ

年月日

13

16

二 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者翌年出續ノ節ハ書式中ノ前段ニ在ル氏名ノ上ニ(取筆記試)ト記入スヘシ

三 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ試験ヲ受ケムトスル者ハ書式中ノ前段ニ在ル氏名ノ上ニ(何々科試験)ト記入シ書式中「本試験ノ選択科目何々」ノ部ハ左ノ如ク記載スヘシ

受験セナリシ必須科目何々  
選択科目何々(受験シタル科)

(目ナズトモ)

### 履歴書式(用紙表裏紙)

學事

氏

名

一何年何月ヨリ何地官公私立何学校ニ入り何学科ヲ修業シ何年何月卒業入

一何年何月何官廳ニ於テ何々科余何々歷任等  
賞罰

豫備試験免除申請書式(用紙表裏紙)

氏名

印

私儀高等試験司法科試験ヲ受クルニ付豫備試験ヲ免セラレ度此段申請候也

高等試験委員長氏名宛

▼大正十二年法律第五十六號ニ依ル試験公告

大正十二年法律第五十六號ニ依ル試験施行ニ付同年勅令第百九十六號及同年閣令第四號ニ依リ左記、通り公告ス

一出願期限

大正十二年六月一日ヨリ同年六月二十五日マテ

一受験願書及履歴書(書式ノ通)

願書ニハ拾円、收入印紙ヲ貼付スルコト但シ消印スヘカラズ  
願書ニハ履歴書及明治二十六年司法省令第九號辯護士試験規則ニ依ル  
試験ノ受験ヲ出願シタル者ナルコトヘ證スル書類ヲ必ス添附スヘシ  
書類ハ東京市宮城内櫻田町(桜木町)内高等試験事務所ヘ持参又ハ書留郵便ニテ差出スヘン

一試験ノ期日及場所等ハ追テ之ヲ公告ス

大正十二年五月

高等試験委員 馬場 錠

大正十二年法律第五十六號ニ依ル試験受験願書式(用紙)

本籍

何府縣郡市町村何番地

戸主又ハ何某男兄弟

何府縣郡市町村何番地(何某方)

華士族平氏

氏名

生年月日

私儀大正十二年法律第五十六號ニ依ル試験相受ケ度別紙履歴書及證明書相添ヘ此致御願ニ及ニ候也

選択科目何々

年月日

氏

名印

東京市内又ハ其ノ附近ニ現住所ヲ有セサル者ハ試験委員長ヨリ卒スル通知書ヲ受取ルヘシ場所ヲ必ス東京市内又ハ其附近ニ定メ左ノ書式ニ依リ追記シ又現住所若クハ通知書ヲ送附スヘシ宿所ヲ轉シタルトキハ其時々直ニ届出ツヘシ

追テ貴委員長ヨリ卒スル通知書ハ左ノ所ニ御呈送被下度候

東京市何区何町(何丁目)何番地(何某方)

履歷書式(用紙美濃紙)

氏名

名

一何年何月ヨリ何地何某ニ就ヌ又ハ官公私立何学校ニ於テ何学ヲ修メ  
科目大略何々

一何年何月ヨリ何地官公私立何学校ニ入リ何学科ヲ修業シ何年何月卒業ス

職業

一何年何月官廳ニ於テ何々ヲ拝命何々歴任等

賞罰

▼大正十三年閣令第三號第四號「基ク證明願」件

大正十二年五月閣令第三號第4號「基ク受験資格ニ關スル證明書必要者ハ左記書式ニ依リ證明願ヲ司法省人事局ニ差出スヘシ(郵便ニテ證明請求シハシテ信部便函第三種添付スヘシ)

大正十二年五月

司

法省

書式(用紙美濃紙)

證明願(三邊提出スヘシ)

本籍府郡町村番地  
士族

姓  
名

生年月日

右者明治二十三年司法省令第三號ニ依ル大正

年度判事檢事登用第一面  
大正

19

試験

= 受験ヲ出願シタルモノニ相違ナキコトヲ御證明板下度候

年月日

現住所

司法省御中

氏

名印

注意

一 判檢事試験ト弁護士試験トハ各別ニ證明頼フ差出スヘン  
一 教科試験シタル者ハ最後ノ年度ヲ記載シ本籍氏名族籍等ニ裏更  
ヲ生シタル者ハ戸籍登本ヲ添付スヘシ  
一 試験受領證所持ノ者ハ受領證ヲ添付シ之ヲ所持セサル者ハ別紙  
ニ當時ノ通知受領場所修学校名等参考ト考ルヘシ事項ヲ記載シ  
添付スルヲ可トス

高等試験令附録終了

大正十四年二月一日印刷 受験法奥附  
大正十四年二月五日發行 (定價金壹圓)

編者 日本国法試験研究會

東京市本郷区金助町五拾九番地

刊行者

東京市本郷区金助町五拾九番地

書

國

太

郎

不許  
複製

發行所

東京市本郷区金助町五拾九番地  
國文社出版部

14  
758

終

